

# 第25回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和元年8月29日 開会  
令和元年8月29日 閉会

浦幌町農業委員会

令和元年8月29日 第25回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後3時30分

閉会 午後3時54分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行  
農地係長 小川裕之  
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認  
について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について

#### 4 議事内容 午後 3時30分開会

##### ●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第25回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

##### ●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

##### ●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号3番香川委員、4番石塚委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

##### ●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

##### ●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 次に、日程第4、議案第1号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和元年8月29日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の4件であります。

議案書3ページをご覧ください。賃貸人は、南町に住所を有する方。賃借人は、活平に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成13年4月27日に賃貸借されましたが、令和元年8月1日に当人同士から農業委員会へ、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書4ページをご覧ください。賃貸人は、南町に住所を有する方。賃借人は、活平に住所を

有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成22年4月26日に賃貸借されましたが、令和元年8月1日に当人同士から農業委員会へ、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、共栄に住所を有する方。賃借人は、長崎県雲仙市に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成30年2月28日に賃貸借されましたが、令和元年7月19日に当人同士から農業委員会へ、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、トイトツキに住所を有する方。賃借人は、長崎県雲仙市に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成28年8月29日に賃貸借されましたが、令和元年7月19日に当人同士から農業委員会へ、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

#### ●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と賃貸借3件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは初めに所有権移転案件番号14番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和元年8月29日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件、賃貸借案件3件でございます。

番号14番、譲渡人は、南町に住所を有する方。譲受人は、活平に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は6筆合わせまして63,584平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲渡人の都合により農地を売り渡す。譲受人は、農地を取得することにより経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可

条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書10ページに3条番号14の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号14番について、地区担当委員の香川委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○香川委員 番号14番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、農地を取得することにより経営の安定を図る内容であり、8月11日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第2号の番号14番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号14番は、原案のとおり決定いたしました。それでは次に、利用権設定案件、番号15番から17番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。番号15番、貸主は、茨城県古河市に住所を有する方。借主は、川流布に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は、3筆合わせまして1,210平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和元年8月30日から令和6年11月30日までの5年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により農地を新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により、経営の安定を図るものであります。

番号16番、貸主は、共栄に住所を有する方。借主は、養老に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は、85,262平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和元年8月30日から令和10年11月30日までの9年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により農地を貸し付ける。借主は、新たに農産物の生産・販売を実施するものであります。

議案書9ページをご覧ください。番号17番、貸主は、トイトツキに住所を有する方。借主は、老に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は、45,903平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和元年8月30日から令和10年11月30日までの9年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により農地を貸し付ける。借主は、新たに農産物の生産・販売を実施するものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書11ページから13ページに3条番号15から17の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号15番について、地区担当委員の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号15番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の

安定を図る内容であります。8月19日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号16番及び17番について、地区担当委員の高木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号16番、17番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、新たに農産物の生産・販売を実施する内容であり、8月18日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは、議案第2号の番号15番から17番を採決いたします。本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号15番から17番は、原案のとおり決定いたしました。

#### ●日程第6 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号、「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書14ページをご覧ください。議案第3号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。令和元年8月29日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項で毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

ただいま審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番の1件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。

確認要件につきましては、議案書15ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。農地所有適格法人の確認要件には、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。株式会社の場合は議決権の合計株式の過半を、持分会社の場合は社員の過半を、次に掲げる者が占めていなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件があります。この4要件につき、別添の第25回農業委員会総会議案説明資料、1ページから2ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、番号1番の法人につきましては、すべての要件を満たしており、適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく願います。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それでは以上をもちまして、第25回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時54分閉会